河津町

第 10 次高齢者保健福祉計画 • 第 9 期介護保険事業計画 (令和 6 年度~令和 8 年度)

1 計画の概要

(1)計画策定の趣旨

我が国においては、高齢化が急速に進んでおり、高齢者人口の増加に伴い、介護ニーズが急増することが見込まれる他、高齢者に関する問題はより多様化していくことが予想されます。

本町においても、令和5年10月1日現在の総人口は6,575人、高齢化率は43.5%と4割以上を占めており、今後もその割合は増加していくことが予想されます。

こうした社会と本町の現状を受け、本町における高齢者福祉施策の基本方向などを設定し、国の 指針や本町における取り組みを踏まえ、「河津町第 10 次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業 計画」を策定しました。

(2)計画の位置づけと期間

本計画は、国や県が提示している指針や方向性に沿ったものであるとともに、河津町第5次総合計画や河津町第4次地域福祉計画、その他の関連計画とも整合を保って策定されています。

本計画は、令和6年度~令和8年度を計画期間とする3か年計画です。

(3)基本理念

本計画の基本理念は、河津町第5次総合計画の【福祉・健康・医療分野】における基本目標である「健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり」とします。この基本理念に基づいて高齢者福祉施策を推進し、町内の高齢者がいつまでも安心して住み続けることのできるまちの実現を目指します。

基 本 理 念 健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり

(4)基本目標

- 1 **心身ともに健康で、いきいきと活動できるまち** ~健康づくり・生きがいづくりの推進~
- 2 地域全体で支えあい、すべての高齢者にやさしいまち ~支えあう地域づくりの推進~
- 3 住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまち ~福祉・介護サービスの充実~

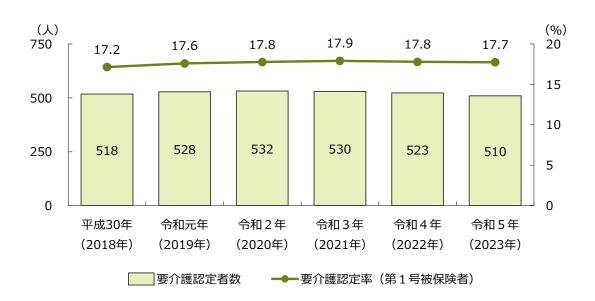
2 高齢者を取り巻く現状

(1) 人口と高齢化率の推移



人口と高齢化率の推移をみると、令和5年の総人口は6,575人で、内訳は0~14歳が523人、15~64歳が3,195人、65歳以上が2,857人となっています。平成30年以降、総人口は減少傾向が続いています。すべての年齢層において減少傾向がみられていますが、高齢化率は増加傾向が続いており、令和5年は43.1%となっています。

(2) 第1号被保険者の要介護認定者数・要介護認定率の推移



第1号被保険者の要介護認定者数・要介護認定率の推移をみると、令和5年の第1号被保険者の 要介護認定者は510人で、要介護認定率は17.7%となっています。平成30年以降、要介護認定 者数は令和2年をピークに減少に転じており、要介護認定率についても令和3年をピークにやや減 少傾向にあります。

3 施策の体系

基本理念

健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり

基本目標1

心身ともに健康で、いきいきと活動できるまち ~健康づくり・生きがいづくりの推進~

- 1 健康づくりの推進
- 2 生きがいのある生活への支援

- (1)健康づくり事業の充実
- (2)健康診査・検診の充実
- (1)シニアクラブ活動等への支援
- (2) 地域活動・社会活動への参加の促進
- (3) 雇用・就労支援の推進

基本目標2

地域全体で支えあい、すべての高齢者にやさしいまち ~支えあう地域づくりの推進~

- 1 地域福祉活動の推進
- 2 安心・安全なまちづくりの推進

- (1) 地域福祉意識の高揚
- (2) ボランティア活動の推進
- (1) 高齢者が住みやすい環境の整備
- (2) 交通安全対策と防犯体制の整備
- (3) 災害時の支援体制の整備

基本目標3

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまち ~福祉・介護サービスの充実~

- 1 地域包括ケアシステムの推進
- 2 総合的な認知症施策の推進
- 3 高齢者生活支援サービスの充実
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 5 介護サービスの提供体制の充実

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の充実
- (3) 在宅医療・介護の連携の推進
- (4) 虐待防止・権利擁護の推進
- (1) 認知症に対する理解の促進
- (2) 早期診断・早期対応の充実
- (3) 地域での日常生活・家族支援の強化
- (1) 生活支援サービス提供体制の充実
- (2) ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実
- (3) 在宅生活支援サービスの充実
- (4) 家族介護支援サービスの充実
- (1)介護予防・生活支援サービス事業の充実
- (2) 一般介護予防事業の充実
- (1) 居宅サービス
- (2) 施設サービス
- (3) 地域密着型サービス
- (4) 市町村特別給付
- (5) 自立支援・重度化防止等の取り組み
- (6)介護保険の円滑な運営

4 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の介護保険料基準月額は6,300円です。

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.455	2,867 円	34,400 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金 収入額80万円を超え、120万円以下の人	0.685	4,316 円	51,800 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金 収入額 120 万円を超える人	0.690	4,347 円	52,200 円
第4段階	世帯課税だが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額+ 課税年金収入額が80万円以下の人	0.900	5,670円	68,000 円
第5段階(基準)	世帯課税だが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額+ 課税年金収入額が80万円を超える人	1.000	6,300 円	75,600 円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.200	7,560 円	90,700 円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.300	8,190 円	98,200 円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.500	9,450円	113,400 円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.700	10,710円	128,500円
第 10 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.900	11,970 円	143,600 円
第 11 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.100	13,230 円	158,700 円
第 12 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.300	14,490 円	173,800 円
第 13 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 720 万円以上の人	2.400	15,120 円	181,400 円

[※]年額の100円未満を繰下げ、繰上げをしています。

なお、第9期計画では、第1号被保険者の介護保険料について、給付費に対する5割の公費負担と は別に公費を投入し、次の通り低所得者の方の保険料が軽減されます。

期間	対象となる 所得段階	保険料基準額に 対する保険料率		月額	年額	
	第1段階	0.455	⇒	0.285	1,796 円	21,600 円
令和6年4月~令和9年3月	第2段階	0.685	⇒	0.485	3,056 円	36,700 円
	第3段階	0.690	⇒	0.685	4,316 円	51,800 円

令和6年3月

発行・編集:河津町役場 福祉介護課

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2 TEL 0558-36-3232 / FAX 0558-34-1811